

法務委員会議録 第六号

昭和三十九年二月二十五日(火曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

(内閣提出第四一号)

○演野委員長 これより会議を開きます。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び刑事補償法の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたします。

○大竹委員 それでは前会に続いて刑事補償法のほうを一、二点お聞きしたいと思っております。

死刑の場合五十万から百万に引き上げた点につきましては、このいたたい資料その他で一応了解ができると思っておりますが、この五十万というものを最初にきめた点について御質問をしておきたいと思っております。

○賀屋国務大臣 お答え申し上げます。前にちよつとごあいさつ申し上げました。

先日私負傷いたしました、長らく登院ができないう状態でございます。当委員会の御審議等に非常に御迷惑をかけたと思ひまして、ほんとうに相済みぬ次第でございます。出てまいりまして、さういふふうなはなはだ不ていさいな、皆さんに対して失礼千万な状態、ほんとうに恐縮な次第でございます。何とぞ御寛恕のほどお願い申し上げます。

ただいまの御質問、前回にきめました点につきましては内容はひとつ政府委員よりお答え申し上げます。

○竹内(壽)政府委員 これは結局、申し上げますと、常識的にききましたというふうに申すはかないのでございますが、前回の現行法のときでございますが、この前の政府案として出しましたのは、たしか私一万円というふうに聞いております。それにプラスいたしました、現に生じた損害がある場合には、それにプラスして一万円の慰謝料を払う、こういうことであります。

を、前回現行法の審議の際に、一万円という金額はおかしいじゃないか、少な過ぎるというふうな御議論がいろいろありまして、その審議の過程におきまして、計数的な根拠は何らなくて、まあこの程度でというのが五十万円とございまして、この五十万円の根拠といふものは、全く私どもにもなせ五十万円が相当であるときめたのかわらないのでございまして、今回二倍の数字が出ておりますので、今回二倍程度に引き上げるといふことになれば、この点にも触れざるを得ないという考えでございます。

○大竹委員 またこの前の質問を蒸し返すようでありますが、もう一度お聞きしたいと思ひます。もちろん慰謝料でありますので、一万円でもけつこつ、五十万円でもけつこつという一つのものの考え方が出ると思うのであります。

ますが、しかし死刑の場合には、損失額はいわゆる死亡による損害があればそれはそれとして補償するといふもの考え方でありまして、それによろしいのであります。慰謝料も含めていわれる今度は千円から四百円ということになるのであります。この前も申し上げましたように、慰謝料といふようなものは無限のないものであるから、そう無責任なことを言われても困るというふうなものの考え方でも困るというふうなものであります。死刑の場合における損害は別に見るといふようなものの考え方からいたしますと、死刑でない場合のほうは、この考え方からして私は不都合じゃないかと思ひます。私どもは、その点はいいかでございますか。

○竹内(壽)政府委員 事務的な点でございますので、私からお答え申し上げます。

前回もお答え申し上げたわけでございしましたが、この死刑の場合には五十万円のほかに物質上の、つまり財産上の損害が証明された場合にはそれに付加してというふうな書いてございまして、他方のほうにはさういふことが書いてございしません。ひるがえって、それは補償といふものの性格は何かといふことになりまして、これは学者によつていろいろ議論もございまして、けれども、大体損害賠償でございます。損害賠償といふことになりまして、物質上の損害と精神上の損害、この両者があるのであります。何も書いてない一般の補償、つまり死刑以外の補償の場合には両方含むと解釈せざるを得ないのでございまして、その額が適当であるかどうかといふことは、これはしばらく別として、考え方として物質上の損害、精神上の慰謝的な性質のものと両方含んだ額として基準額が定められる。死刑の場合には特にただし書きにさういふふうな規定がございしますので、この五十万円といふのは精神的な慰謝料だけをさすのだ、さういふ解釈にならうかと思ひます。

○大竹委員 どうも納得のしない点もあるのですが、その点はその程度にいたしまして、もう一点だけお聞きしたいのであります。

これは直接この刑事補償法に關係ないかもしませんが、この資料の十表を見ますと、無罪確定の人員といふのは昭和二十五年、二十六年は三千人をこしており、二十七年から三十年までは千人台になっておる。三十二年から三十四年台になっておる。三十五年、三十七年になると四百人ぐらゐに減つておるのであります。これはむしろ検察庁関係もあると思ひますが、非常に少なくなつてきておるのですが、これは一体どういふことでございまして、御承知のように検察官の起訴、不起訴を定めます場合に、これは裁判ではございせんけれども、検察官として、刑事政策的な考慮をいたしまして、これは有罪であるけれども刑事政策的に起訴しない

いはうが本人のためにいいというふう
に判断されますときは起訴猶予という
ことにいたしますが、これはどうして
も処罰をしなければ刑事政策的によ
くないという判断をします場合には、か
なり証拠関係を厳密に検討いたしまし
て、検事の目から見て有罪が無罪か
あやしいというふうなものではある
け起訴というふうな手続をとらないで
処理をするというのが検察官の伝統的
な精神でございまして、ところが、新刑
事訴訟法になりました、従来の訴訟法
からアメリカ式の訴訟法に急転回をい
たしまして、このアメリカ式の訴訟法
のもとでは、有罪が無罪がよくわから
ぬが、一応の嫌疑があるものは起訴を
して、裁判所の裁判官にまかせるのが
相当だというふうな議論も相当当時行
なわれましたので、かなり起訴範囲を
広めた形跡が、いまから見るとかが
わかるわけでございます。したがっ
て、その当時の事件というものは無罪
になった率も高かったと思うのであり
ます。だんだん刑事訴訟法になれてま
いりまして、やはり検察官の使命とい
うものは、先ほど冒頭に申しましたよ
うな、厳密な検査をして起訴、不起訴
をきめるのが相当だ、そういう考え
がだんだん高まってまいりまして、今
日におきましては、ごらんの数字のよ
うに非常に無罪率というものは低うご
ざいまして、〇・五〇程度が無罪率か
と思ひます。かようになりましては、
は、検察官が慎重な起訴、不起訴の決
定をしておるということを意識してお
るというふうな考へております。

○濱野委員長 細迫兼光君。
この改正法立案の理由となり根拠と

なつたであらう労働賃金であるとか、
あるいは物価であるとかいうものにつ
いて、御提出になりました資料によれ
ば、もうすでに昭和三十八年には今日
の程度に達しておるということがうか
がえるのであります。おそろくはこの
三十八年度を根拠に立案せられたもの
だと察せられるのであります。そうす
れば、事はこの施行期日に関するので
あります。公布の日から」という
ことになっておりますが、三十八年に
拘留をせられておった者などにも適用
すべきことが道理だらうと思うのであ
ります。すなわち、この施行期日を
「三十八年一月から」というように附
則を定めるべきだと思ひます。すけれ
ど、この点について御意見いかがであ
りましょう。

○賀屋国務大臣 いづからの無罪判決
につきまして適用するかという問題で
ございまして、いろいろな考へ方がで
きることと思ひます。

人によりましては、判決はいつにあろ
うと、この新しい補償金額が適用され
るのは法律の施行のときからだ、それ
以前の拘禁という事実に対しては、そ
れだけの期待というものはなかったわ
けでございますから、議論はありま
しょうが、現実には法律は定められてな
かった、そういう考へ方も一部にある
のではないかと思ひます。しかし、現
行法の事例もございまして、判決に準
ずる免訴その他の場合もございまして
が、判決が施行期日以後にあれば適及
して初めから認める。この点につきま
しては補償金をもらう人に対しては
相当な顧慮が払われているというふう
にも解釈できると思ひますのでござい
ます。それで金額をきめました理由の採

用した数字がいつかということござ
いまして、これは立法をきめるときに
そういう数字を参考にすべきであらう
でございまして、それだからどうして
三十八年当時判決または判決に準ず
べきものがあつたら適及しなければな
らぬ、こうすぐ考へなければならぬと
も言えない点もあるのじゃないか、そ
れで従来の例もございまして、金額の
いまのような算定の基礎となる参考材
料はそうでございまして、やはり施行
期日、それから後の判決あるいはこれ
に準ずるような免訴とかその他のこと
がありましてからというのが一番妥当
じゃないか、こういう考へ方をいたし
ておる次第でございまして。

○細迫委員 非常に安易な方法をとら
れておると思ひます。実害を損害賠
償する、補償するといふ考へにこれは
立脚しなければならぬと思ひます。

事実この改正案によりまして、判決
が公布の日以後であれば、その拘禁せ
られた期間が三十八年度であらうと三
十七年度であらうと適用を受けるわけ
です。そういう者は三十八年、三十七年
の分の補償を得られるが、事件が早く
進捗して判決が施行前であつた者は、
同じ期間において損害を受けても、新
法によつて受けられない、こういう不
公平なことが出てまいりと思ひます。こ
れが実害を補償するといふ觀念に立つ
ならば、もうこの改正法を立案したデ
ータがあらわれた期間に拘禁を受けて実
害を受けた者には適用するといふのが
筋の通つた話になるのじゃないかと思
ひます。いかがでありますしやう
か。

へん失礼ですが、相当に理由のあるこ
とだと存じます。ただ、そういう場合
に適及いたしますと、どこまで適及す
るかという問題がやはり起こると思ひ
ます。だから損害の補償という点に
のです。だから損害の補償という点に
ばかり重点を置きますと、これは相当
ばかり適及しなければならぬ。それで
はどこまで適及するかといふと、その
また前後で非常に幸、不幸ができる
といふことになりまして、ですからこ
う立法というものは、前から国が義務
を生じておる場合にはやむを得ませ
んが、新たに決定する場合には、多く
はその立法の当時からとすることがや
むを得ないのじゃないか。多数の立法例
もそういう考へ方をとるのはやむを得
ないのじゃないかといふふうな考へら
れるわけでありまして。

○濱野委員長 鍛冶良作君。
○鍛冶委員 この補償額ですが、四百
円以上一千円以内ときまつておる。き
める標準はどういうところに置かれる
のですか。

○竹内(壽)政府委員 この補償のほん
とうの性格というものは学問上なかな
かむずかしいようでございます。一
がいには理論的に割り切ることではで
きぬと私思ひます。けれども、
たとへば経済事情といふものが一つの
要素であります。それから公平の觀念
から言ひまして、国民の負担において
する補償でございますから、そういう
ものとして相当の程度かどうかといふ
ようなこと、あるいは現実の補償の実
情がどうなつておるかといふようなこ
とを考慮して本来きめられるべきもの
だと思ひますが、そういうことを考へ
ますとなかなか出てこない。そこで、
これも前にも申し上げたのでございま

すが、現行法のときにはどうやってき
めたかといふことを御参考に申し上げ
ますと、現行法のときは経済事情をお
もに考へたやうでございまして、労働
者の一日の賃金、それから物価の指
数、それからさらにもう一つ考へまし
たのは裁判所に出て参ります証人の日
当てでございます。こういうものを勘案
してきめたといふことが第六回国会の
審議の経過を見ますとどうかえらる
でございまして、そういう観点で今回ど
れだけの額にするのが相当かといふこ
とをきめる標準だと思ひます。この資
料にもありますように、産業別労働者
の一日の平均の給与額といふものを常
用の労働者と日雇い労働者の二つに分
けてまして指数を出し、さらに東京の小
売り物価指数、消費者物価指数、全国
の卸売り物価指数、そういうものを一
応つくりまして、それらをいろいろな
形で算術平均を加えます。いま申しま
したようなデータを全部寄せて、
それが五つの種類になるとすれば五で
割りますと、一九九という数字が出ま
す。それから労働賃金は賃金、物価の
ほうは物価といふふうに分けて平均を
出してやりますと、二〇八という数字
になる。要するに二十五年の当時と比
べまして、一九九から二〇八といふこ
とで約二倍の指数になるわけです。一
方証人の日当てでございますが、これは
現行法は千円でございます。そこでこ
の約二倍といふことと千円といふもの
をにらみ合わせますと、二百円を四百
円にする、それから上のほうの頭のほ
うは、二倍であれば八百円でございます
が、これを証人の千円に見合ひまし
て千円にするといふことで、四百円な
いし千円という数字をはじき出した次

○**鑑治委員** 私が言うのは裁判所のことでございますが、四百円でいい、千円やらなければいかぬというその標準をどこのところに置いていこうというのを考えるのですか。

○竹内(壽)政府委員　これは補償の内容について刑事補償法の第四条の二項にその基準が定めてございます。裁判所はこの補償金の額を定めるにあたりまして、「拘束の種類及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、得るはずであった利益の喪失、精神上の

苦痛及び身体上の損傷並びに警察、警察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならぬ。」かういふふうに基準が示してございます。それに基づいてそれぞれ裁判所は額をきめておると思うのでございしますが、現実の姿を見ておりますと、やはり経済事情というところに相当重きを置いておるようでございまして、現行法ができました昭和二十五

六年當時には下限二百円に近いところ
にかなり数字が出ておりますけれども、
その後二十八、九年以後最近に至り
ますと、四百円の最高額のはうに近
い数字が約半数になっております。昭
和三十七年あたりは約半数がそのくら
いの数字が出ておりまして、四百円
にならないまでも、三百円程度のもの
と四百円とで過半数を占めておる。こ
ういふふうに変わつてきておるとい
うことです。

○鍛冶委員　その他一切と書いてあるから、何でもということになるかもしれないが、私の特にお聞きしたいのは、その人の身分上の条件もしくはその人の特に収入の大小、それらのものの

は加わると考えられるべきではないか
ということですよ。

○竹内(壽)政府委員 当然考慮される
ことと思います。されなければならぬ
と思います。ただ、生活保障的な意味

の損害というものはこの中には含まれていないように私どもは理解しておりますので、そういう点の考慮につきましては一応考慮はされるでありまして、うけれども、刑事補償の性質の中には少なくとも生活保障的な意味の損害と少ないものの補償は一応入っていないというふうに理解いたします。

○鍛冶委員 この資料を読んで見ますと、いまお話のありました証人の目当てですが、当時百二十円であったものが千円になっておるから、こう書いてある。百二十円が千円になったのなら八倍以上ですね。しかるにこれはたった二倍というのはどういうわけですか。この資料からいうと、そういう議論が出てこぬように思いますが、いかがですか。

○竹内(壽)政府委員 それは先ほど申しましたように、単に経済上の理由だけというのじゃなくて、この補償の性格の中には数字であらわしがたいような理由があると私は思うのでございませう。

すが、一応現行法をつくり出すときの基準になりましたもの、そういうものを勘案した結果であります。特に証人の日当というのは、実を申しますと、その当時の物価などを反映した間接的な資料だと思うのです。証人といえども物価と無関係にきまっておるのではなくて、物価などを反映して証人の百円とか百二十円というものはきまっておるので、証人のあれを物価と同じ列において勘定することはいささかおか

しいのでございますけれども、それにも
にらんだということでございます、
にらみ合わせますと、千円ということ
が適當であらうというふうに思うわけ
であります。

○鐵道委員 いま細迫君からの質問に大臣がお答えになったところをちよつと伺いたいのでありますが、附則の二項ですが、「この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。」要するに、前記裁判があつたものならば前の額でやる、こういうことですね。ところが全をもちうるのはいまもちうのではありません。

そうすると、現在の社会状態に合うようなものを渡すというのがほんとうじゃないかと思うのですが、裁判が前にあったからといって前のものでもいいというのは、いかにも理屈に合わないように思われますが、いかがですか。

○竹内(参)政府委員 先ほど大臣が御説明になったとおりでございますが、

刑事補償の請求権というものは一体いつ発生するのであろうか、これは無罪等の裁判がありましたその時点において請求権は発生するわけでございます。したがって、その請求権の発生一

た時点において、もし無罪の判決等が本法施行後にありますと、原因となつた勾留その他はそれより数年前であるうが、三十年前であらうとも、補償を受けます人の勘定というものは三十年前の勘定で受けるのではなくて現時点において受けるという考え方、したがつて請求権の発生した時点を基準としたしましてそのときの金額で、三十年前のものでありましても二年前のものでありましても、現行法によつて補

償される。しかしながら、この法律施行前に無罪の判決があったというときには、請求権は改正法のもとではまだ発生してないわけで、いま問題になりますのは、本法施行の日がいつになる

かわかりませんが、かりに予算と同じように四月一日からこの法律が施行される、といたしますと、三月三十一日に無罪の判決が確定してしまつたという場合には、この方には三月三十一日に請求権が発生したのでございますかから、新しい法律ではいけないので、現行のほうでいく。これはどこかで線を引かなければなりませんので、線を引く場合としましては、いまのようなく

ころが最も妥当であろうというのが牛
 ほどの大臣の御説明にもあったわけ
 です。私もさように思っております。

○鍛冶委員 死刑の場合には百万円、
 この間承ったところでは全く慰謝料、
 こういうことで、したがって損害賠償
 を請求して、損害を立証すればそのほ
 かにもらえるということですが、慰謝

○竹内(壽)政府委員 刑事補償法のも
料についても、百万円では足らぬとい
うので、もっと大きな金で慰謝すべき
ものだという人がおれば請求できるの
ですか、できないのですか。

とではできないのでございます。慰謝料としましては百万円限度、ただし、それに携わりました公務員に故意、過失がございました場合には国家賠償法によって賠償を請求することができま
す。その場合には百万円という額に拘束されませんので、あるいはおそろくはもっと大きな数字の補償がある。そうしますと、その補償額から百万円を差し引いたものが現実には百万円よりもオーバーした分だけが結局もらえること

○鍛冶委員 損害賠償の請求ができて、ということになります。

ということは、これは公務員の故意、過失をもとにするものでなくてもできるんじゃないですか。私は、あの人は

いままでもし生きておればこれくらゐのものであったということを請求するのだから、これは公務員の故意、過失に限らず、損害を立証すれば請求できるんじゃないですか。そうしてみろと、それと一緒に慰謝料は百万円では足らぬ、その身分としては百万円くらいではないかぬ、こういうことも主張できるのではないかと考えられるのですか。いかがですか。

○竹内(壽)政府委員　財産上の損害つきましては、お説のとおりに証明したいしまして、得べかり利益そのものの損害を見積もって、幾ばくの金額になりますか、その請求をなし得ると思ふのでございます。それで慰謝料に關しては百万円が限度ということでございますして、その範圍内で裁判所が

きめる、こういうことでございます。それから、かりに慰謝料についていかほどか証明をされましても、百万円をこえて慰謝料というものが出るとは、この法律からは出てこないと思われるわけ

ございます。
 ○鍛冶委員　慰謝料だけは百万円でない
 ち切ったということになるのですか。
 どうもそこはふに落ちないのですが、い
 損害の場合はやれると書いてありな
 ら、もし損害が立証される、身分
 として百万円以上のものであるとい
 うことが裁判所に心証を得た、そうい
 う場合はやってもいいように思うので
 が、それならば慰謝料についてはこ
 でだめだということをごこであらわ

ておこなうては、あとで問題が起こりはしませんか。

○竹内(壽)政府委員 これはこの前の現行法のときの御審議の過程におきまして、政府原案は、先ほど申しましたように、慰謝料としては一万円、それにプラスしまして現に生じた財産上の損害については、これは証明すれば、たとえば弔いの費用とかそういったものは、こういう程度の補償であつたわけで、それを一万円はおかしいというので五十万円に変わりました。そのほかに現に生じたというところを削りました。そこで物質的な損害については、得べかりし利益がずっと広く認められることになつたわけでございますが、慰謝料のほうは一万円を五十万円に引き上げることによって、慰謝料は定額ということで、大体故意、過失なくして国が補償するものでございますので、定額制という定型化された補償額だというふうに見るのが相当だと思ひます。したがって、いま物質のほうにつきましては証明することによって金額は伸びますけれども、精神上の損害のほう、つまり慰謝料のほうは定額でございますから、幾ら証明をされましてもこの法律のもとでは百万円が限度であるというふうになるわけでございます。

○浜野委員長 次会は二十七日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時六分散会